

高知大学医学部附属病院における診療情報の提供に関する規則

平成16年4月1日
規則第276号

最終改正 平成31年4月26日規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における診療情報の提供に関し必要な事項を定め、もって医療提供者と患者とが診療情報を共有することにより、両者の良好な関係を築き、より質の高い開かれた医療を目指すことを目的とする。

(提供する診療情報の範囲)

第2条 病院において提供する診療情報の範囲については、診療録（カルテ）、看護記録、処方箋、検査記録、検査結果報告書及びエックス線写真等、患者の診療を目的として医療従事者が作成した記録（以下「診療諸記録」という。）とし、法定保存期間内の診療諸記録に限るものとする。ただし、他の医療機関の医師からの紹介状等第三者が作成した情報又は第三者から得た情報及び病院の診療に伴う教育・研究に関する情報については、提供する診療情報の範囲に含まないものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、他の医療機関の医師からの紹介状等第三者が作成した情報については作成した者の承諾、第三者から得た情報についてはその情報にかかわる者の承諾がある場合は、提供する診療情報の範囲に含むものとする。

(診療情報を提供する対象者)

第3条 診療情報の提供の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 患者本人
- (2) 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者（法定代理人）
- (3) 患者が満15歳未満若しくは成年被後見人である場合は、その法定代理人
- (4) 患者が成人で合理的判断ができない状態にある場合は、法定代理人又はプライマリー・ケアギバー
- (5) 患者本人が死亡している場合は、特定の家族（遺族）及びこれに準ずる者（法定代理人）

(診療情報の提供の方法等)

第4条 診療情報提供の申請は前条の対象者が、診療情報提供申請書（様式第1号）によ

り病院長に申請するものとする。ただし、患者が満15歳に達している場合は、法定代理人と患者本人が連名で申請することを原則とし、連名で申請できない場合はいずれか一方がその理由を記載して申請できるものとする。

2 病院長は、申請内容が適正であるか確認した後、当該患者に関する診療情報を提供することについて、該当する診療科等に、診療情報提供の差し支えについて（様式第2号）により照会するものとする。

3 病院長から照会を受けた診療科等は、検討の上、照会に対し提供の是非を回答するものとする。なお、次の場合は一部提供のみ、又は提供しないことができる。

(1) 患者本人の申請で、患者自身が合理的判断ができない状態にある場合

(2) 患者への診療情報の提供が、病院の医療従事者を除く第三者の不利益になると考えられる場合

(3) 医学的見地から診療情報を提供することが患者の不利益になると考えられる場合

4 回答を受けた病院長は、検討の上、その結果を速やかに診療情報の提供について（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

5 診療情報の提供は、閲覧又は閲覧及び複写によることを原則とするが、診療諸記録が申請者に理解できないと判断する場合は、診療諸記録に代わる文書（サマリー）を作成して交付する方法による提供も差し支えないものとする。

6 提供する診療諸記録の閲覧及び複写は、病院が指定する場所において、当該患者に係る診療科長等が指定する医師（以下「立会い医師」という。）を含む2人以上の病院職員の立会いのもとに行い、必要に応じてその立会い医師は記載内容について説明するものとし、診療諸記録の病院外への持ち出しは禁止する。

7 立会い医師は、個人情報の秘密保持の観点から、診療情報の提供を受ける者に対し、当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起するものとする。

8 診療情報の提供が終了したときは、立会い者は当該診療科長等を通じ、診療情報提供終了報告書（様式第4号）を作成し、病院長に報告するものとする。

9 患者本人の申請で、申請中に死亡等により提供できなくなった場合は、患者本人の意思を尊重し、特定の家族（遺族）への提供を認めるものとする。

（診療情報の提供に必要な費用）

第5条 診療諸記録の複写に要する費用については、高知大学医学部附属病院諸料金規則によるものとし、申請者が負担するものとする。

(委員会)

第6条 診療情報の提供が円滑に行われるよう、病院長の諮問機関として、診療情報提供委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 診療情報の提供に係る具体的方策に関すること。
- (2) 診療情報の提供の適否等に関すること。
- (3) その他診療情報の提供に関すること。

(組織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 病院長
- (2) 診療情報管理室長
- (3) 診療科長 1人
- (4) 看護部長
- (5) 医学部・病院事務部長

2 前項第3号に掲げる委員は、病院長が委嘱する。

3 第1項第3号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に支障があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第9条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

3 議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(診療情報の提供の記録の管理)

第10条 第4条に規定する診療情報の提供に関する書類及び委員会の議事要録についても、

診療諸記録とみなして保管・管理するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、医学部・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年3月8日から施行する。

附 則（平成17年7月1日規則第545号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成21年4月14日規則第6号）

この規則は、平成21年4月14日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月9日規則第7号）

この規則は、平成25年4月9日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第9号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）（申請用・該当診療科用・申請者控）3部複写

診療情報提供申請書

年 月 日

高知大学医学部附属病院長 殿

(申請者)	〒
住 所	
(ふりがな)	
氏 名	(印)
患者との続柄	本人（登録番号 - ）・ 法定代理人・その他（ ）
生年月日	年 月 日（ 歳）
電話番号	（ ） -

下記のとおり、診療情報の提供を受けたいので申請します。

記

情報の提供を 受けたい内容	1 科 年 月 日～ 年 月 日
	1 診療録（カルテ） 2 看護記録 3 処方箋 4 検査記録 5 X線写真 6 （ ）
	2 科 年 月 日～ 年 月 日
	1 診療録（カルテ） 2 看護記録 3 処方箋 4 検査記録 5 X線写真 6 （ ）
	3 科 年 月 日～ 年 月 日
	1 診療録（カルテ） 2 看護記録 3 処方箋 4 検査記録 5 X線写真 6 （ ）
申請理由	
法定代理人が 申請する場合 （患者本人単 独申請の場合 は記載不要）	(ふりがな)
	患者の氏名 (登録番号 -)
	患者の年齢 年 月 日生 (歳)
	患者の住所 〒
	連絡先
代理人が申請 する理由	

- (注) (1) 提供を受けたい内容の1～6に○を付けてください。
 (2) 申請の際、申請者本人であることを確認するために必要な書類（運転免許証、健康保険証、厚生年金手帳、住民票等、身分を証明できるもの）を提出又は提示してください。
 (3) 法定代理人が申請する場合は、(2)の書類の他、その資格を確認するために必要な書類（戸籍謄本等）を提出又は提示してください。
 (4) 法定代理人と患者本人が連名で申請する場合は、申請者の欄に法定代理人の住所、氏名等を記入し、その下に患者本人の氏名を記入し、押印してください。また、患者本人の住所、年齢等は、法定代理人が申請する場合の欄に記入してください。

様式第2号（第4条関係）

診療情報提供の差し支えについて（照会・回答）

年 月 日

〇〇〇診療科長 殿

病院長 ○ ○ ○ ○

別紙申請書のとおり、診療情報提供の申請がありましたので、差し支えについて照会します。

なお、差し支えがある（一部提供・提供しない）場合は、必ず理由を記載願います。

記

回		答		
結 果	提供の是非	1 申請どおり提供	2 一部提供	3 提供しない
	閲覧の希望日時	年 月 日 () 時 分～		
	立会い医師名			
果	申請どおり提供 しない理由			
主治医の意見		① 提供する ② 一部提供 ③ 提供しない		
関係者の意見	〇〇〇科医師	① 提供する ② 一部提供 ③ 提供しない		
	看護職員	① 提供する ② 一部提供 ③ 提供しない		
	その他 ()	① 提供する ② 一部提供 ③ 提供しない		
病院長 殿		年 月 日		
		診療科長 ○ ○ ○ ○		
上記のとおり、関係者から意見を聴取し、その結果をまとめましたので回答します。				

様式第3号（第4条関係）

診療情報の提供について

年 月 日

申請者 ○ ○ ○ ○ 殿

高知大学医学部附属病院
病院長 ○ ○ ○ ○

年 月 日付けであなたから申請のありました診療情報の提供につきまして、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

次のとおり診療情報を提供します。

提供する診療情報の範囲及び理由	
提供の日時・場所	年 月 日 () 時 分～ 高知大学医学部附属病院 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

次の理由により、診療情報は提供しません。

(理由)

※ 当日は : に まで来院してください。こられない場合は、事前に担当課まで連絡願います。

(担当課) 高知大学医学部・病院事務部医事課

TEL 088-880-2447 (直通)

様式第4号（第4条関係）

診療情報提供終了報告書

年 月 日

病院長 殿

診療科長 ○ ○ ○ ○

診療情報の提供につきまして、下記のとおり終了しましたので報告します。

記

患者氏名	(登録番号)
申請者氏名	
日時・場所	年 月 日 時 分～ 時 分 高知大学医学部附属病院 ()
情報提供 依頼内容	科 年 月 日～ 年 月 日
	1 診療録(カルテ) 2 看護記録 3 処方箋 4 検査記録 5 X線写真 6 ()
提供の方法	1 閲覧 (謄写の有無(あり・なし)) 2 サマリーを作成し対応
提供時の状況	
	立会医師: 科 (印)
謄写の内容	診療録等 枚 フィルム 枚 (年 月 日交付)
	医事課立会者: (印)
備考	

※ 閲覧時に謄写(X線写真は除く。)及びサマリーを作成した場合は、その写しを添付すること。